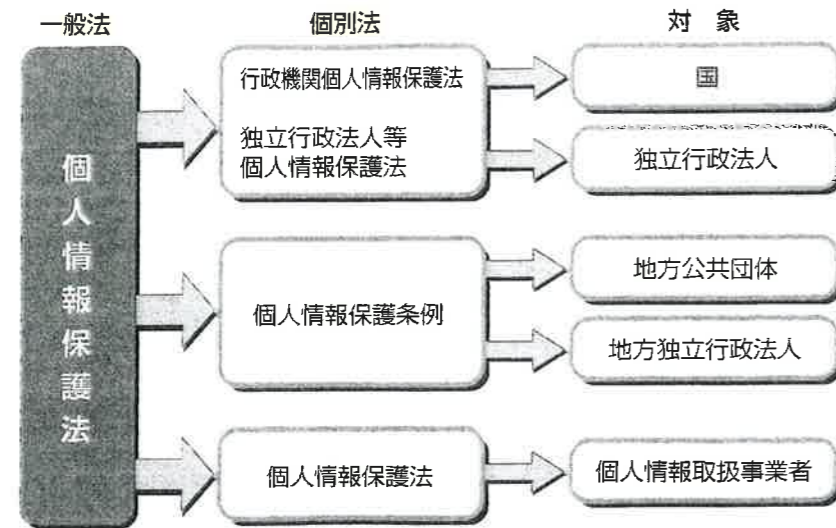


◆個人情報保護法制の全体像



(参考：宇賀克也著「個人情報保護法の逐条解説」有斐閣)

◆OECD8原則と個人情報取扱事業者の義務規定の対応

OECD 8 原則	個人情報取扱事業者の義務
<ul style="list-style-type: none"> <li>●目的明確化の原則 収集目的を明確にし、データ利用は収集目的に合致するべき</li> <li>●利用制限の原則 データ主体の同意がある場合、法律の規定による場合以外は目的以外に利用・使用してはならない</li> <li>●収集制限の原則 適法・公正な手段により、かつ情報主体に通知又は同意を得て収集されるべき</li> <li>●データ内容の原則 利用目的に沿ったもので、かつ、正確、完全、最新であるべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用目的をできる限り特定しなければならない(法15条)</li> <li>●利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない(法16条)</li> <li>●本人の同意を得ずに第三者に提供してはならない(法23条)</li> <li>●偽りその他不正の手段により取得してはならない(法17条)</li> <li>●正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない(法19条)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●安全保護の原則 合理的な安全保護措置により、紛失・破壊・使用・修正・開示等から保護するべき</li> <li>●公開の原則 データ収集の実施方針等を公開し、データの存在、利用目的、管理者等を明示するべき</li> <li>●個人参加の原則 自己に関するデータの所在及び内容を確認させ、又は異議申立てを保障するべき</li> <li>●責任の原則 管理者は諸原則実施の責任を有する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安全管理のために必要な措置を講じなければならない(法20条)</li> <li>●従業者・委託先に対し必要な監督を行わなければならない(法21、22条)</li> <li>●取得したときは利用目的を通知又は公表しなければならない(法18条)</li> <li>●利用目的等を本人の知り得る状態に置かなければならない(法24条)</li> <li>●本人の求めに応じて保有個人データを開示しなければならない(法25条)</li> <li>●本人の求めに応じて訂正等を行わなければならない(法26条)</li> <li>●本人の求めに応じて利用停止等を行わなければならない(法27条)</li> <li>●苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない(法31条)</li> </ul>

(参考 渡部喬一著 個人情報保護のしくみと実務対策より引用)

個人情報の保護に関する法律

第一節 個人情報取扱事業者の義務

(利用目的の特定)

第十五条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

第十七条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。



# いわゆる「過剰反応」の典型例

参考 4  
消費者庁「よくわかる個人情報のしくみ改訂版」(抜粋)

個人情報であれば何でも「保護」と

## 誤解

法の定め以上に個人情報の提供を控えてしまう

### いわゆる「過剰反応」が一部に見られます

何でも保護は誤解です!



個人情報保護法は、「個人の権利利益の保護」と「個人情報の有用性」のバランスを図るものです。



法律を正しく理解し、個人情報を適切に管理しつつ、上手に活用することが大切です。



Case 3



## 民生委員・児童委員の活動のための情報提供

民生委員・児童委員は、福祉事務所などの協力機関として職務を行うものとされており、活動の円滑な実施のためには、個人情報の適切な提供を受ける必要があります。

民生委員・児童委員は特別職の地方公務員とされているため、個人情報取扱事業者からその職務の遂行に必要な個人データの提供を本人から同意を得ずに受けることは、個人情報の第三者提供の制限の例外として、可能と考えられます。地方公共団体からの情報提供については、それぞれの条例の解釈によります。

民生委員・児童委員には、民生委員法において守秘義務が課せられていることも踏まえ、各主体から、その活動に必要な個人情報が適切に提供されることが望ましいと考えられます。

【参考となる通知等】

- 「児童委員、主任児童委員の活動に対する必要な情報提供等について(平成19年3月厚生労働省)」
- 「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認などの円滑な実施について(平成19年8月厚生労働省)」
- 「社会・援護局関係主管課長会議(平成18年2月28日開催)資料」



Case 4



## 法令に基づく個人データの提供

法令に基づく場合であれば、個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供することができます(法23条1項1号)。

【例】

- 警察などからの(捜査に必要な事項の)報告の求めに応じる場合(刑事訴訟法197条2項)
- 弁護士会からの報告の求めに応じる場合(弁護士法23条の2第2項)
- 統計調査への協力(統計法30条)
- 児童虐待に係わる通告(児童虐待の防止等に関する法律6条1項)

□□□文書

